



けてそれが消費者に信頼されるようになるというこの仕組みを、今回の法案でできるだけ近いものを実現したい、こういう趣旨でございます。

○左藤委員 そういった一つの民間に対する期待と申しますか、政府はそういうことを指導して

いて、なるべく民間の自主的な努力を引き出すという考え方であろうと考えます。そのことについてはその線を進めていただいていると思えます。問題は、そういった消費者の保護法の内容を消費者に十分周知徹底しなければ、私は効果があらわれないと思うわけであります。幾らりつぱな法律をつくりましても、消費者がそれを知らなければ何にもならないわけでありまして、そういった点についてどういったPRを考えておられるか。これはいろいろ方法があると思えます。都道府県市町村あるいは広報紙を有効に使うとか、そういったことだけでなく、通産省自身も積極的にこういったPRを考えていただきたい。また民間の団体の力を活用すれば、民間を通じてPRをうんと進めていける。要は、消費者自身に対します周知徹底をはからなければならぬと考えます。その方策についてお伺いしたいと思えます。

○山下(英)政府委員 現在でも任意団体であります消費者の安全センターというのがございます。これをつくりました経過も、御指摘のとおりに政府と民間、民間の中でも、事業者が自分で製造したものに多少でも欠陥があったならば自分の経営にとつてもたいへんだという認識が年々歳々深まっております。反面消費者側におきましても、生活の多様化に伴って、消費財について安全であり、かつ有益な品物でありたいという需要がございます。そういった意味の民間側メーカ、消費者の希望と、それから政府の政策とが一体になりましてセンターができてきた次第でございます。この線をさらに延ばしまして、今回の法律におきましても、協会を法律に基づく法人としてつくって、官民の一つの融合体の中心に持っていくたい、こう思っておるわけでございます。もとより、そのほか通常のPR活動といわれま

す手段は、私どもも相応の予算を取りまして、周知徹底方に努力してまいった次第でございます。そのためにはテレビ、ラジオ、その他広報出版物もできる限り有効に使わせてもらっております。

○左藤委員 少し法案の中身に入ってまいりたいと思えますが、この法律案におきまして、結局消費者向けの製品の安全性を確保する一般的な性格があると思えます。従来からいろいろ、たとえば道路運送法とかいった法律そのもので、自動車なら自動車の安全性の確保をはかつておる、そういう法律があったわけでありまして、全体的にカバーすると申しますか、そういう法律構成になっていなかったわけでありまして、それを今回の安全法によって、そういった漏れることのないような体制をしこうというのがこの法案の提出された由来だと思えます。

その点から考えまして、公法的な規制であります以上は、二重規制になってはやはり国民に迷惑するのではなからうか。つまり国民と申しますか、消費者の場合も影響は若干あると思えますけれども、特に製造業者の場合は過重な負担をかけることになるのではなからうか、このように思いますが、これをどういう調整をはかっているかという点についてお伺いしたいのであります。

その中味におきましてまず明らかにしていたきたことは、別表の九号の政令で定めて本法の対象からははずすものが並べてございます。それは技術の革新とかいろいろなことでも新しい事態が生じてくるということも予想されてありまして、そういう点でも、なぜ全部列挙しないので、そういう政令で定めることができるようにしてあるかという点をお伺いし、さらに第三条の「政令で定める法律」というものとの関係について明らかにしていただきたいと思います。

○山下(英)政府委員 今回の法律は、製品安全に関する一般法として組み立てまして御審議願っている次第でございます。その場合に、従来の

取締法とどう調整するかというのが私どもの一つの大きな項目でございました。

大ざっぱに申しまして、私どもは二通り調整の方法があると判断いたしました。一つは、食品衛生あるいは自動車安全あるいは医薬品の安全、こういった従来の取り締まり関係につきまして、既存の取締法によって規制されております製品の場合には、その製品そのものを今回の法律から抜いたわけでございます。そのほか、同じ食品でありまして、その器具ですとか容器ですとか、たとえば圧力なべ、食品関係ではあります。製造するなべ、あるいは飲料水のびんというような場合には、従来の取締法によります基準を本法においてもそのまま採用するという形で調整をはかった次第でございます。

さらに、その点を条文に基づいてお尋ねがあったわけでございますが、別表第九号、これはここにございまして一号から八号まで掲げました既存取締法の製品のほかに、従来の取締法によつて安全性に関する規制が行なわれておるけれども、今回の法律の趣旨からいって、従来の法律によつて安全性が確保されていると認められるものがある場合には、それを補足的に政令で追加指定できるようにして、こういう趣旨でございます。たとえば、船泊用機関及び船舶用品につきましては船舶安全法関係で指定している、あるいは道路運送車両の装置等につきまして従来の道路運送車両法によって規定されているものをこの政令で指定して、こういうことでございます。かたがた、第三条の政令は、既存取締法におきましては一部その安全性が規制されているという製品でございます。その場合にも本法とその条文とが二重にならないような調整をして、こういう趣旨でございます。

○左藤委員 いろいろと従来ありますそういう取締法について検討されたと思えます。そしてまたいまお話しのように、その商品ごとに判定して、商品のあるいは一部とか、そういった問題については個々のケース・バイ・ケースで検討しよう

いうようなことから、もしそういう必要があるならば追加して政令で定める法律というものを指定して、こういうふうな考え方であると思えます。まあ十分検討はされたのだと思えますけれども、たとえば電波法に規定します無線設備とか、有線電気通信法の有線電気通信設備とか、電氣的な危険性について設置規制が行なわれているものは、これは一体どういうことになるのでしょうか。設置規制でありまして、何かに二重規制にならないように十分配慮していただきたいと思います。そして要は、私は、国民の皆さんが、たとえばこういった問題についてどこに苦情をどういうふうな形で持っていく、あるいはまたどういう対策を講じてもら

う、責任の官庁はどちらであるかという点について明らかにしておかないと、国民は結局何か責任をキャッチボールされるようなことになりやしないか、そうして「政令で定める法律」というふうに抽象的に書いてありまして、いつ、どんな形で指定されるかということについて、国民の皆さんが理解し納得してもらいうる形であるかということがはたして徹底することができ得るであろうかという点について非常に疑問に感ずるものでありますから、あえてこの点についてお伺いをいたしたいと思えます。これについてまず通産省からお伺いして、さらに郵政省からもこの点について見解をお伺いしたいと思えます。

○山下(英)政府委員 御指摘の電波法関係の規制を受けます消費生活用品というものは近來少しずつふえておまして、私どもも関心を持っております。次第でございます。無線設備で動くおもちゃであるとか、電子レンジ、トランシーバー関係のものが電波法上設置に関して当然規制を現状で受けておりますが、そういうものを今回の法律の対象としてどうしたらいいか、この点につきましては、問題が両法律の接点としてきわめてデリケートな点もございます。政府内部としましては、郵政省と再三再四にわたって議論をし、意見交換をしてきた次第でございます。その結果、両省一致し

ております点では、安全性について先生が御指摘のように、使用者たる国民に迷惑のかららないように、二重行政を排してやっていこう、今回の法律がかりに施行になりました場合には、別表第九号の政令による製品抜きであるか、あるいは第三号による調整であるかは具体的に追って考えることとして、通産省、郵政省の間でそういう根本的な方針について意見が一致しておる段階でございます。

○高田説明員 たいま通産のほうからお答えがございましたように、無線設備あるいは有線電気通信設備におきましては、電波法または有線電気通信法におきまして、人体に危害を及ぼし、あるいは物件に損傷を与えることのないような保障をしておるわけでございまして、その点にかながみまして、そうした保障で十分であると思われるものにつきましては、第二条の別表の九号のほうに掲げてこの法律からはずし、電波法あるいは有線電気通信法のほうの保障で行なう、あるいはものによりましてはそうした別表のほうに入らないというふうな製品につきましては、たいま通産のほうからお答えがございましたように、この一般法によって律していくことに協議してまいりたいと思っております。

いづれにいたしまして、先生からただいま御指摘のありましたように、両者の間で意見が食い違うために一般の消費者に迷惑が及ぶということのないように十分協議してまいりたいと思っております。

○左藤委員 ひとつ大臣にお願いを申し上げたいと思ひますが、いまそういう単に役所の権限とかいうふうな問題で、結果的に国民に迷惑を及ぼすような形にならないように、そしてこの法律案を作成されます段階において十分事前にそういうものを両省の間で協議されて、要は、国民サイドから考えて、そういった役所の問題でキャッチボールされたり、いろいろなこと責任をなすり合い、あるいはまた権限の取り合いをするというふうなことがないように、十分そういった法律の

作成される段階において、時間的な余裕を持つて提案されますことを御指導をいただきたい、このことをお願いを申し上げたい、このように思うわけでございます。

○中曾根国務大臣 各省所管、専管等にかかわるものとの関係につきましては、御指示に従ひまして連絡、協調等遺憾なきを期しまして、消費者に對して迷惑のからないようになしたいと思ひます。

○左藤委員 次に、このような取締法が実際問題といたしまして、製造事業者、そういったところに対して規制されると申しますか、ということになるわけでありまして、その製造事業者が実際の活動、製造活動なり、販売活動なりそういったものをどうしているかという実情を十分把握しておられないと、こういった法律が結果的にはしり抜けになってしまうという問題があると思ひます。こうした製造事業者に対して、この法律を守らせるための、守っているかどうかということを確認する体制というものはどのように確保されておるか、また、どういふふうにもっていかれるつもりであるかということについて伺ひたいと思ひます。

○山下(英)政府委員 主務大臣は、指定された製品の製造、輸入、販売を業とする者に対して、必要に応じて報告を徴収されますし、また立ち入り検査もいたします。また、いわゆる型式承認の系統で本法に即していききたいという製造業者に対しては、その製造設備あるいは検査設備、また製造工程における技術上の諸点、こういったものを定期検査いたしまして、法の施行に万全を期していく、こういう体制でございます。

○左藤委員 次に、製品安全協会について伺ひたいと思ひますが、製品安全協会がほんとうに消費者のために業務を円滑に遂行するためには、その財政的な基盤が確立していなければならぬわけでございまして、政府は、この協会に二億円出資するということをきめておられますが、先ほどのお話のあった民間の盛り上がり期待す

るという点から考えると、この協会はできるだけ民間から多くの資金を集めようという計画であるようにも伺つております。そこで、民間からどのような金を集め、幾らどういふところから集めてくるのか、また集めるめどがあるのかどうかということについて伺ひたい。

そして、あらゆる業界からいろいろと金を集めるといふことにつきましては、協会の業務の中立性とか公正とかいう立場から考えますとむづかしい事情もあると思ひます。誤解を与えないような金の出資ということも考えなければならぬ、私はこのように思ひますが、そういった民間の自主的な活動と、それから財政的な基盤という点についてどのようにお考えになつておられるか。こうした消費者のためには少しでも幅広いところから出資を仰いでほしいと思ひますが、この点について政府はどのように考えておられるか、伺ひたいと思ひます。

○山下(英)政府委員 政府は二億円の出資をいたしまして協会の基礎をつくる方針でございますが、御指摘のように、この協会の性格から申しまして、民間の協力をどの範囲に、かつどういふ仕組みで考えたらいだらうかという点は、一つの大事な検討項目でございます。

現在私どもは、約一億円の資金を民間から募集しようと考えております。しかも、その募集先をいたしましては、できるだけ中立的なところ、といひますのは、この製品安全法によりまして規制を受ける製品のメーカー、輸入業者、販売業者等々を避けまして、そういうものと関係のないところから集めていきたい。もとよりこの法律のたてまえからいいますと、より多くの民間の責任、民間の負担というものを基礎にすべきである、そういう民間の負担面をふやすべきであるという考え方も成り立つわけでございますが、反面、国民的要望から消費生活を保護していくという観点から申しますと、政府予算による支出でやるべきであるという点もございまして、私どもは、現在この両面を検討しました結果、いま申し上げましたような考

えておる次第でございます。

○左藤委員 そういった点で、私は、やはり財政的な基礎というものについて政府が出資する金をふやすことは将来的にももちろんでありますけれども、政府としても、そういった誤解のない形のもを幅広く集めていただく努力、指導というものをやっていたかなければ、何も手をこまねいて待つておったのでは、こういった資金というものは集まらないのではないかと、このように思ひまして、そういった意味においての政府の強力な指導というものをお願いいたしておきたいと思ひます。

それから次に安全協会でありまして、これが製品の安全性を認定した結果、いわゆる欠陥商品によつて万一事故が生じた場合に備へまして被害者救済制度を設けることといったしております。この事故を生じた本来的な責任というものは製造事業者に当然あると思ひますが、当面何をいっても被害者救済をはかるということは、当面何をいってもやらなければならない非常に喫緊の問題であるわけでありまして、そこで、事故を起こした製品の製造事業者の原因者負担原則、いわゆるP.P.P.というのはどのように貫いていくのか、伺ひたいと思ひます。

この法律案を見ますと、六十三条の五号ですが、ここに協会が行なう業務の中に「被害者又はその遺族が第三号に規定する措置によつて損害の賠償を受けるに先だつて、その被害者又はその遺族に対し、一定の金額の資金を交付すること。」という規定をいたしております。この資金は一体協会として返還請求権があるのかどうか。もしないとなれば、たとえば国鉄が事故を起こしたときには見舞金というふうな形で国鉄が支払つております。こういったものはもちろん返還請求権はないわけでありまして、法定されたものにとつては事例があるかどうかということもあわせて参考までにお伺ひいたしておきたい、このように思ひわけでございます。

○山下(英)政府委員 第六十三条五号によります

資金の交付は、私どもはその性格は見舞金であると考えております。事故が起き、被害を受けましたときに、その被害者に早急にとりあえずの必要資金を交付するという趣旨でございまして、金額も三十万円程度を考えておるわけでございまして、それは後ほど保険金が出た場合にどうするかといふと、保険金額を交付するときに差し引きますので、その意味では保険金の一部を先にお渡ししたという形にもなるかと思ひます。この金を支払う基礎になります基金は、その協会に、製造業者等各関係者が金を支払ってつくりました基金でございまして、かつ、その基金をつくると同時に、協会は、加入者のために再保険にかけておるわけでございまして、その点は、加入したときに納めます金は一部保険料、一部見舞金負担という形ではございしますが、いわゆる直接原因者負担の原則は貫かれておる次第でございします。

前例はどうかと申しますと、先生御指摘のとおり、国鉄に見舞金という制度がございしますが、私どもの知識では法律上規定されたこの種のものとは前例はまだ見当りません。

○左藤委員 非常に膨大な法案でございすけれども、要は一つのそういった製品、製造業者のためだけにでなくして、その最大の眼目として消費者の安全をはかるということであつたら、製品安全協会の設置的な性格をこの法律案は持つておるわけでありすけれども、要はそういった点について、製品のほうは多様化しているけれども、国民の知識というものはそういったところになかなか及ばないという点について、そういったものを保護し、カバーしていかうかと思ひます。その案を制定されたゆえんであらうと思ひます。そういった意味におきまして、この法律案につきましても、その運用は常に国民的なサイドから通産省としても十分PRをはかるなり、そういったことについて法を制定した趣旨を十分生かすような努力をしていただくことを特に要望いたしまして、本法案に対します質問を終わりたいと思ひます。

○浦野委員長 岡田哲児君。

○岡田(哲)委員 近年非常に複雑かつ高性能な消費者向けの商品が次々と製造され、売り出されております。四十六年度の製品の安全性についての苦情は、資料によりまして三千六百件余にのぼっている報告されております。これは社会の常識から見ますと、報告されずに泣き寝入りをしていふというものが相当多い数字を占めるというふうには私は推定をいたし、さらに今後の消費物資の多様な開発を考えてみますと、遺憾ながらこれらの安全性はまだまだ全体として国民が十分満足できる範囲と水準になっていない、こういうふう

に思ふわけであります。そこで、この法案の提出になつたものだろうというふうには推察するのでありますが、この法案をよく理解するために、従来から政府がどのような対策を講じてきたか、また、民間においてはどのような対策を講じてきたか、指導してきたか、こういう点についてまず全体の問題としてお伺いをしておきたいと思ふわけであります。

○中曾根国務大臣 政府としては、従来から危険性の大きな特定の製品については、食品衛生法、電気用品取締法、ガス事業法等の取締法令によつて製造、販売等の規制を行なつてまいりました。また、これらの施策が円滑に実施されるように、対象品目について試査検査、立ち入り検査の充実等監視体制の整備をはかつております。

一方、近年、一般消費者から製品の安全性を向上させることが強く要求されるに従ひまして、民間においても企業独自で製品の安全性確保をはかるほか、玩具、石油燃焼器具等の例に見られるように、製品ごとに業界団体等を中心に学識経験者、消費者等の意見も入れて自主的な安全基準を作成し、これにのつとつた安全マーク制度を実施して、政府としてもこの指導を行なつてきたところでございします。

数多い消費生活用製品の安全性を確保し、安全な消費生活の実現をはかるためには、政府としては、民間の自主的努力のみでは十分安全の確保ができないと認められる製品については、国の規制

によつて製品の安全性を確保することとし、御指摘のように国、民間がそれぞれ持てる能力を生かして、総力をあげてこれに取り組むべきであると思ひます。

なお、中央官庁のみならず、府県、そのほかの民間団体についても十分緊密な連絡をとつて協力していくように考えております。

○岡田(哲)委員 いままでの対策については一応お聞きしたわけでありますが、数多い消費者向けの製品の安全性の水準を引き上げるために、国及び民間がそれぞれ特につけてる能力を十分に生かして総力をあげて取り組む、こういうふうに行なれておるわけでありますが、その内容から見まして、特に民間の自発的努力を促進する、こういうふうには規定をしております。国の規制と民間の自主的努力というベストミックスというふうにはなれておりますが、それは必要であるといふことは十分わかるのでありますが、この知識の豊富な民間の活力と能力を十分に活用する、こういうことがこの法の中でどのような具体的な形で盛り込まれてあるか、こういう点が非常にわかりにくいのであります。具体的にどういうふうになつていくかという点について明確にしたいと思ひます。

○山下(英)政府委員 従来とも民間では石油燃焼器具等と、おもちゃ等と、ほろろろ食器については自主的な安全基準を設けて相当の実績をあげております。その実情から見まして、今回御審議いただいております法案では、大きく言つて二つに分けて、政府が指定した特定製品につきましては必ずからが基準を設け、安全マークを張り、検査をして政府が責任をもつて消費者に保証していかう、こういう商品指定いたしましたところ、ところが、それ以外に、いま申し上げましたように、広範に民間側が安全基準を設けてやうというもののつきましては、それらの製造業者に今回法律で指定しました安全協会に加入してもらひまして、自主的に基準をつくり、かつ自主的にマークを張りまして、消費者に保証していかう、

大きく言つてこの二つのやり方を同時に今回の法律で含ませておる次第でございします。

○岡田(哲)委員 先ほどの御質問の中でもお答えになつておるようでありすが、PPPの原則、こういうことで当然製造業者がその責任の主体を持つといふことになつてゐる。これは私も考えてみまして、あくまで製造業者のみならずから商品に対して信用を得ながらしていく、こういう立場に当然あるべきだ。それに対して政府が、非常に大きな大きな責任を負つて、その当な力で援助してこの安全性を確保しよう。そのミックスという点はわからぬではないのでありますが、政府、国の力のウェイトが相当高い、こういう感じがこの中からするわけであります。この点について、いま言われまして、民間でいまま自主的にやつてきた、さらにこれを推進していくという点と、いま申し上げた政府がこれに強く乗り出していくという点について非常に矛盾を感じるような気持ちがあるわけであります。この点についての考え方を聞いておきたいと思ひます。

○山下(英)政府委員 御指摘のとおり、二つの違つたやり方を同時にこの法律に入れておりますので、とくと御説明しないといけない点だと存じます。

一つは、民間にまかしておいては十分である、当然国が国民のために安全を確保せねばならぬという品物が現在でもございします。ではその理由は何か、どうして民間が自主的にやるのでは十分かというその理由は、製品によつて多々ございしますが、そういう品物があつたので、それはまず政府側が製品を特定いたしまして、その特定製品につきましては政府のみならず安全基準を成す。そしてでき上がった製品が安全基準を合つておるかどうかが政府機関が検定をいたしまして、それから安全のマークを張りまして、それも、それは政府が張りまして、そうしたマークを張つたものでなければ関係者は販売もしてはいかぬ、こういう強い規制をこの法律で一本いたしております。





てまいるつもりでございます。

○岡田(哲)委員 次に、問題がちょっと変わりますが、緊急命令についてであります。

本法は、消費者向けの製品の安全を確保するための一般法であり、危険な製品については、特定製品に指定して必要な規制を行なうことになっている。しかし、この消費者向けの製品は、冒頭申し上げましたように非常に多種多様であります。最近の状況から見ると、今後さらに新製品というものが多くつくり出されて市場には入らんとする、こういうような状況が私は当然考えられると思うのであります。そこで、特定製品以外の製品の欠陥によって消費者に重大な事故が発生するような場合が多く出てくるのではないかと、これは非常に残念なことではあります。多く出てくるのではないかと、こういう心配をいたすわけであります。このような状況が起こった場合に、政府は、常にその監視体制をとる必要がある、必要な場合には緊急命令を発動して、消費者向けの製品の安全性確保に万全を期さなければならぬと思うのであります。この特定製品以外の製品、これとの関係について明確にしておきたい、こういうふうに思います。

○山下(英)政府委員 緊急命令の条文によりまして、必要な場合には、政府が市場に回収した製品の回収を命ずることができるということになっておりまして、これも今回の法律の特色の一つだと存じます。御指摘のとおり新製品が次々と出てまいりまして、政府の措置としましては、これの監視、それから事故報告によるチェック、あるいはサンプルを買います試験検査、こういう方法によりまして、特定製品以外でも危険なものはないかということをやつてまいりますけれども、なお網の目を漏れて新製品がきわめて危険な事故を起こすこともあり得ると存じます。そういう場合には、この条項によりまして緊急命令を出して市場に回収したものを回収してしまふ、こういう趣旨でございます。

○岡田(哲)委員 新製品が市場に回収して、それ

が消費者に使用されて、欠陥によって重大な事故が起こる。起こってからびくびくして手当てをする。従来あらゆる問題についてそういう方向だと思ふのであります。私は、事故の起こらない先、そういう予防の措置をとるというところが非常に大切なことで、せっかくこのようなりっぱなものが出てきて、その新製品の製造過程を通じて市場に出回らない先に事前のチェックができる、こういうことがなければならぬというふうに思ふのであります。いまの答弁であります、市場の中で監視をして起こりそうなものを見つけてくる、あるいは起こってから手を打つ、こういうような感じを持つわけでありまして、事前の問題として具体的な措置対策というものを明確にすべきではないかと、私はこういう気持ちでありますので、その点についての見解をお伺いしておきたいと思ふわけです。

○山下(英)政府委員 御指摘のとおりでございます。緊急命令を出す前の段階で最大の努力をすべきだと私も存じております。私どもの管下の工業品検査所の例を申し上げます、新しく商品テスト部を新設いたしました、ここで市場へ出てまいります新規に開発された新製品については、情報を入れてはここでテストをするということもやっておりますし、その他先ほど申し上げました試買あるいは監視体制その他の予算といたしまして私どもは昭和四十八年度で一千二百三十八万一千円を計上いたしておりますが、これらの予算の使用は御指摘のような事前のチェックに使う方針でございます。

○岡田(哲)委員 次に、資本金についてであります。この法によりまして、政府及び政府以外のものが出資、いうならば両者の出資によって資本金とする、こういうふうになっておるわけであり。政府以外とは当然民間をさすというふうに思ふのであります。この民間が出資をするメリットといひますか、そういうものがどこにあるだらう。私考してみまして、こういうようなものにわざわざ出資をしてそれでみずから規制する

——まあ国家的、社会的に趣旨としてはいいことではあります。また寄付金として協賛するということもな立場ならわからぬでもないのではありませんが、わざわざ出資をしてそれでみずから縛っていく、こういうふうに感ずるわけであり。ですから、民間の出資というものが一体どういう形で起こってくるだらうか。メリットの無いものに民間資本といふものが出資をしてこないののではないかと、こういうふうにも考えるものですから、その辺についてどのようにお考えになつてゐるのか、お伺いをいたします。

○中曾根国務大臣 民間は一見金だけ出させられてあまり発言権もないので損するほうではないかというふうな感じもいたしますが、やはり現代社会は製品について消費者が非常に大きな関心を持っていておる時代でございますから、そういうオーソライズされるということ、商品の売れ行き等についての非常に大事な使命を持つものだと思います。民間はお金を出しても協会の運営等につきましましてはゆるゆる共益権といふものは持たないやうであります。つまり発言権はないやうでございます。しかし、そういう協力をするということによって、自分の商品についてオフィシャルな権威づけといひますか、オーソライゼーションが行なわれる。これは商品の信用を非常に増して売れ行きがよくなるだらう、そういう予想も一面にしておいたします。

また同時に、万が一いろいろ事故が起きたという場合の補償等についても、ふだんからそういう認定料等によって金を出しておけば、そのときにも救済される、そういうメリットもあるだらうと思ひます。特に中小企業のような場合は、そういう事故が起きた場合には救済するといふことがかなり金もかかることでむずかしいと思ひますが、こういう制度の中に入つておれば、中小企業も万が一の際にかなり助かるというメリットも出てくるだらうと思ひます。そういう面から見ますと、現代のような消費者の意識が非常に発達した社会にあっては、認定料を出すといふやうなことで、寄付金を

出すといふやうなことは必ずしも業者の不利にはならない、むしろプラスになるのではないかと、思ひます。そういうふうに思ひます。

現に民間団体で検定協会とかいろいろあることをやっておりますが、それらがかなり活発に行なわれておるといふことは、そういう目に見えない利益が一面においてあるのではないだらうかと思ひます。国が公にやる場合には、メリットは目に見えないけれどもあるのではないかと、思ひます。

○岡田(哲)委員 大臣、私の言つておることと違ふのですが、その協会に入つて保険といひますか、補償してもらつてという意味ではいろいろ中小企業から入つてくる、それはわかるのであります。が、この法の中で資本金、これに対して国が二億、民間が一億、大体三億の形でつくる、こういうふうになつてゐるわけですね。国は二億出すことは別として、民間にも大体一億を出資して、もう、この場合出資金といふことで、しかも持ち分という権利——持ち分といふのは私は権利だと思ふのですが、これの譲渡まで規定をしたわけですね。中小企業から全部出資せよといふのでなしに、おそらくその数は多くないだらうと思ふのであります。どこから一億の出資金を仰いでくるということになると思ふのです。その出資をする人がいかなるメリットがあるのか、こういうふうには思へないかたがたであります。ですから、先ほど言つたやうに、何か株式会社に出資をするといふ場合には、あくまで企業のためで戻ってくるという利益があるのですが、おそらくこのやうな協会に出資しても、企業でない以上金銭的な面では返つてこない、こういうふうには思ふのです。あくまでこういうものは寄付金のようなものならばわかるのであります。出資といふことで、しかもこれは持ち分として譲渡をする、こういうふうになつてゐるのですから、出してくれる民間は一体どういふやうな気持ちであらうかと考えると、先ほど言ひましたやうに、私はほんとにどういふやうな気持ちか、あるいは天下国家、社会のために出すのだといふやうな気持ちで

外にはないように考えるのです。しかし、ほんとうにそういうもので一億の金が集まるのであろうか、こういう気持ちもいたすものですから、いま申し上げたように、資本金というたてまえについて聞いておるわけでありませう。もし困難だとするならば、寄付金のような名前になぜ変わらぬのか、こういうことについてお伺いしておるのではありません。

○中曾根国務大臣 実質的にはこれは一種の寄付金みたいな性格だろうと私は思います。それで、この団体自体が非常に公益性を持っておる団体でございますし、この団体が円滑に機能するということは非常に消費者のためにもなりますし、また、現在の自由経済を運営していくためにも、これは発展する一つの刺激にもなると思います。そういういろいろな面がございまして、オリンピックとか海洋博に対して寄付金を出すというのは、そういう社会公共性にかんがみて出してくるのですが、それと違った意味で、やはり自由経済社会の中におけるそういう公益的要素を持っている仕事に対して、出資金というような形で実質上寄付金に近いようなものを出すというところまでくれば、日本の企業者の意識というのは成長しておると思います。

中立的機関からこのお金を出してもよろしいとしたいとわれわれも念願しておりますけれども、いまこういうようなものはつき合いです。そういう公益性のところにお金をだすと、協会やあるいはそういう団体から村八分にあって、あいつはけんばうだ、そういうふうになるくわいまで公益といふものを考えるように現在の企業社会といふのは成長しておると思います。そういうような力といひますか、意識が盛り上がって日本の経済も発展してきておるので、これが昔の小商人みだいに自分の利益ばかりにききゅうとしておるのでは、これだけ国際的にも拡大していく日本の経済といふのは出てこないだろうと私は思います。そういう点から、いま消費者パワーといふことが非常に叫ばれて、生命安全ということが非常に

に叫ばれておりますから、こういう仕事に対しては民間の団体も企業も十分協力してくれると私は思います。

○岡田(哲)委員 大臣は非常に安心してこの一億の金はすんなりと集まってくる、そういうふうには言われておるので安心でございますが、私は、なかなかむずかしいのではないかと、いろいろな気持ちで実はおるわけでありませう。ですから、国は二億出し、民間が一億もし集まらなかったときには、これは事実問題として今後運営ができるのであろうか、ここら辺まで心配をいたしておるのではありません、もしそれが心配ない、こういうことならば、それはそれとして聞いておきたいと思ひます。

それで、そういうふうを考えていきますと、あくまで寄付金のようなもので、こう言ひながら非常にむずかしく、持ち分の譲渡をすることができ、こういうふうにあるわけでありませう。手続上何々とたくさん書いてあるわけでありませう、この持ち分というものがあつた以上、当然これには権利が伴うものだというふうには私は解釈をしますのでございませう。そこで、持ち分の権利といふものは一体どういふものなのかという点をここで明確にしておきたい、こういうふうに思ひます。

○中曾根国務大臣 民間の一億といふお金は、国が出す二億に伴うてどうしても強制的に義務的に出さなければならぬといふものではない。五千万でも八千万でもいいことのようになつておるさうです。しかし、一億一億といふめどをつくつて、それくらいは出してもらへるさうさう、そういう考へでやつておるといふことであります。事業費補助といふことも国では考へておりますし、寄付金が五千万でも協会は発足させる、そういう考へに立脚してやるというところでございませう。

○岡田(哲)委員 その次の問題についてまだお答えがないのであります。

○山下(英)政府委員 確かに法律上出資をしていただく以上そこに権利義務の規定を置かねばなりませんので、持ち分、出資者としての財産的な権

利を規定しております。しかし、その具体的な内容になりますと、実際のところは、協会から経理その他の報告を受ける権利があるというだけでございまして、ごらんのようには協会の役員人事、運営等に関する規定が別にございまして、持ち分所有者にはほとんど発言権はございません。もしこの協会の最終段階で解散になりますときは、出資に応じた財産請求権はございませう。

○岡田(哲)委員 報告を受ける権利、これは当然公なものですから、こんなものはないと思へばできるものでございませう、解散をした場合には返つてくる、こういうことは権利の中に入らなかつたか、わかつたか、ぬくぬくのものと、いふふうには思ひます。私はやはりその出資をする人の気持ちの中に、先ほどのメリット論が少しあるとするならば、やはり人事権やあるいは運営権や、いふものについて非常に関係が深くなつていくのではないかと思ひます。先ほど大臣も、あくまで中立的な、全然関係業界から実はず離れたものに持つていくといふふうには言われておるわけでありませうが、最近の商社の関係を見てもわかりませうように、表の看板と裏のほうのやり方は違ふといふこととでありまして、やはりこの評議會やその他の役員会の運営、人事について相当な権限を持つ方向に行くのではないかと、これは私だけの危惧かもしれませんが、止めるのだからといふ具体的な方途といひますか、措置といひますか、あるいは具体的なこうなつていふといふ、そういうものが明示されませんと、私どもはどうもそこに危惧を持つのであります。その辺が明確にできましてからしていただきたい、こういうふうには思ひます。

○山下(英)政府委員 御指摘のとおり、最近の社会では隠れみののあるいはダミーといふような形の会社関係あるいは人的関係が非常に多いことは私も心配しておる一つでございます。そういう点も含めまして、私どもは厳格に審査して中立機関から募金していきたい、こういう方針でおります。実際上はもう設立の認可にあつては

出資者の一人一人を通産省が審査する立場にございませう。それからまた、発足時の発起人會はもとより、それから先の協会の会長、理事長、監事、この三種は通産大臣の直接任命でございませう。一般の理事の方々に委ねても通産大臣の承認を得て理事長が発令することになりますので、人事についても十分の監督、そして事前審査ができるものと確信しております。

○岡田(哲)委員 たとえば一億のうち相当分をある民間が出した。それが通産大臣のところについて、あつた人を出し、こういうふうな発言や工作がなされても、いふことにはならないのだ、こういうふうにいふのお話を聞きますと理解をするのでありますが、そういうふうには解釈していいのですか。

○中曾根国務大臣 この協会の人的構成といふものは、この協会の信用に関する一番大事なポイントでございまして、そういう点は、おっしゃるとおり厳正公平な人選をやるようにいたします。

○岡田(哲)委員 次に、本法の対象となる消費生活製品の製造事業者、これがおそらく中小企業者が非常に多くを占めるのではないかと、いふふうには私に思ひます。この法の施行によつてこれらの中小企業者に対して及ぶであろう影響、こういうものについてどのようになるさうか、どういふふうになつていくんだらうかといふ考へ方をまず聞きたいのであります。その点だけお答えを先に聞いておきます。

○山下(英)政府委員 近來の経済社会におきまして私どもが非常に配慮しておる一つはそこでございます。公害防止とか製品安全といふ社会公共性の要求と、先ほど中曾根大臣も申されましたが、昨今の自由主義経済の中における公共性の要求が日々増しております反面、そういったものに対する対応策が中小企業に対してはもとのまま要求していいのかといふ点でございませう。この法律はできるだけその点を配慮したつもりでございませうが、同時に反面、たとえば今回の財政投資の関係でも、二つの金融機関から、中小公庫から製品安全

性改善貸付資金というものを十億円、国民公庫からまた同じ目的のものを五億円つけて助成していくつもりでございますが、法律自体はどういう効果を持つかという御質問の点につきましては、多少手前みそかもしれないが、私どもは中小企業にもプラスであると考えております。といひますのは、大企業なり中堅企業が自己製品に相当の安全確保をしつつかつ相当の広告費を使って宣伝されていく事態に比べますと、今回政府が特定製品と認めたものはもちろんでございますが、協会が公にかつ公平に保証した製品であれば、中小企業者はそれだけコスト安に自分の製品の安全性を保証し、宣伝できる。もとより協会が扱ひの上で大企業と中小企業とを区別するというようなことは、これは法律のたてまえ上許されないことでございます。

○岡田(哲)委員 私はいさういふ心配をするのでありますが、手数料を取る、この手数料は、検定を受けるときあるいは登録を受けるとき、承認または承認の更新をするとき、登録証の訂正または再交付、登録簿の謄本または登録簿の閲覧、こういう場合に手数料を取られる、そういうふうになりますと、当然中小企業の場合にはこういうふうな料金が製品の中にかかれていく。この手数料はどの程度のものか、どうもまだ内容がよくわからないのでありますが、非常に過多になりますと当然しよいきれないという問題が出てくる。ですから、一体この手数料は、どの程度のものが中小企業でしよいきれるものなのか、もしこれがしよいきれないとするならば、負担能力にたえられないとするならば、どこかにそれがはみ出してきて製品のほうにかかってくるのではないか、こんな心配をするわけでありまして、その辺の關係についてお伺いをいたすわけでありまして。

○山下(英)政府委員 今回の立て方が、先ほど御討議いただきましたように、協会には出資をすると同時に、かつ保険をかけたつやうていくという体制にございまして、そしてその両面から検定、登録、型式承認等に必要なるコストは最小限に押え

ていこうという方針で組み立ててきた次第でございます。現在私どもが考えております諸経費を概算いたしました場合には、販売価格に対する割合として、全体をひくくするめまして多くても〇・五〇程度、少なくとも一〇・五〇程度ではないかと考えております。〇・五〇程度ではないかと考えております。従来マーケティングの実情からいいますと、中小企業者といえども、この程度の費用であればかえってプラスであると存じます。

○岡田(哲)委員 この問題については、きつい負担になるといへん影響するところが出てくるのじゃないか、こういう気持ちがありますので、極力きつい負担にならないようにお願いをいたしたいと思ひます。

それから次に、いま申し上げたように、より安全でより高級な製品製造が推進されてくる、こういうことでまことにけっこうだと思ひます。ところが、そういうふうになってまいりますと、当然業者側からいいますと、そういうものを理由に、先ほども大臣からちよつと触れまされたように、信用もつてくる、權威があるのだ、こういうふうなことで便乗値上げをするおそれが非常に強く出てくるのではないかと、こういう感じがするわけでありまして。私はそのようなことがあつてはならないというふうにも思ひますが、これに對して十分監視体制といひますが、そういうものが必要になってくる。ほつておきますとやはりそういう危険性が強いと思ひますが、その辺の見解と、それに対する対策、措置、こういうものが具体的に考えられておるかどうか、この点についてお伺いをいたしたいのであります。

○山下(英)政府委員 私どもは、消費者に対する価格の高騰を防ぐという意味から、この法律が決して悪い影響を与えないようにやうていききたい、こう思ひております。

それでは、この法律自体でどこまでいま御指摘のようものが防げるかといひますと、きわめて基礎的な部分だけでございまして、あわせて、

この法律が施行されますときには消費者の価格モニター等を従来もやうておりますが動員しまして、いまの御指摘の便乗値上げ、これを防いでいきたいと思います。安全費用として当然コストが上がる部分、これはもちろん容認できますが、それに乗じて値上げをしていくことには行政上万全の措置をあわせてやうていききたい、こう考えております。

○岡田(哲)委員 次に、協会にわたる問題であります。先ほど申し上げたように数が多い。こういうふうな相当な数を占めるというふうな考えますと、全国的に考へてみて窓口をどのようにすることが一番よろしいか、こういう立場で考へてみますと、この窓口をできるだけ多くつくる必要だ、先ほどの話の中にもありました民間機関の十分な活用といひますが、そういうことから考へてみますと、この検査機関をどのように考へ、活用していくか、この点についてお伺いをしたいわけでありまして。具体的にどのような検査機関に協会の場合はその業務の一部を委託することになるのか、またどのような業務がこれらの検査機関に委託されることになるのか、こういう点についてお伺いをいたしたいのであります。

○山下(英)政府委員 おっしゃるとおりに全国広範に及びますので、私どもは検査機関のネットワークについて完全を期していききたい、こう考へておりますが、まず原則的には、そのために民間検査機関を活用していく、こういう方針でございます。

たとへて申し上げますと、現在輸出検査法の指定検査機関として各品種別に三十九機関ございまして、御案内のとおり、この法律の制定時とはたいへん事情が変わつてまいりまして、輸出検査の必要量も漸次減つてきていくという状態でございますので、それを利用いたしまして、今回の製品安全法の施行に協力してもらおう、その場合には三十九機関、検査所にして四百カ所、四千人の職員の協力を得られると考へております。また、協

会そのものは、本店、事務所でございますが、そういう地方の検査機関の協力を得るために、必要であれば地方事務所も設定していききたいと考へております。

○岡田(哲)委員 非常に小さい問題であります。その検査の一部を委託した場合の手数料、こういうものは当然協会からそれぞれ委託した場所に落とす、こういうことになるわけでございますか。

○山下(英)政府委員 そのとおりでございます。○岡田(哲)委員 私は、いまの問題にも触れるのでありますが、やはり中小企業の場合、わざわざ相当な時間をさいて、検査その他がたいへんだらうというふうな考へるのではありません。そういう点から見ますと、非常にサービスよく協力を仰ぐという立場から見ますと、当然出張検査といひますか、こちらから出向いていくというふうなこともひとつ考へるべきではないか、こんなふうに考へるのであります。この点についてお答えをいただきたいのと、それから今度の予算の中におきまして、こういう検査の中に出張とか、こちらから非常に積極的に中小企業製造業に協力できるというふうな予算的な裏づけがどのように加味されているか、こういうことをあわせながらお伺ひしておきたいと思ひます。

○山下(英)政府委員 御提案いただきました出張検査は、ぜひ組み込んでいきたいと思ひます。現在、四十八年度政府関係予算としては一千万円の安全基準調査委託費のほか、立ち入り検査、試料検査等の政府関係費用を入れております。ともに、今回協会ができましたときは、協会は当然委託時に検査料のお支払い、かつ、必要な場合には、中小企業に出張していつて検定をするという費用も組み込んでもらいたいと思ひております。

○岡田(哲)委員 ぜひ、いま申し上げたような点をお考えをいただいて、十分な措置がされることを望んでおきたいと思ひます。それから次は、協会が安全性を認定した製品の欠陥で万一事故が生じた場合、当然この保険制度





昭和四十八年四月九日印刷

昭和四十八年四月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局